

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和5年8月24日(木)  
会議時間 9時59分開会 10時34分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：橋本晃明  
委員：只野敏彦、川上均、中河つる子、深沼達生  
議長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員 副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦、総務課長補佐：野々村徹、  
行政管理係長：岡田裕二
- 6 議 件  
(1) 令和5年第5回町議会定例会の運営について  
① 予定議案等(町・議会)の説明  
② 審議方法等について確認  
③ 会期日程の確認  
④ 陳情、請願、意見書等について  
(2) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

【開会 9:59】

(1) 令和5年第5回町議会定例会の運営について

① 予定議案等（町・議会）の説明

委員長（橋本晃明）：只今より議会運営委員会を開催する。まず、令和5年第5回定例会の運営についてということで、予定議案の説明等について執行側より説明を受けたいと思う。

副町長（山本 司）：9月定例会の予定議案等について説明をさせていただく。配布している議案をご覧ください。まず、報告議案は2件を予定している。決算関連で地方財政健全化法の規定に基づく報告であり、報告第1号として健全化判断比率、第2号として資金不足比率について、算定表及び監査委員の意見書を添付し報告する。次に、認定第1号から認定第6号まで、令和4年度の決算認定議案である。決算書と資料として各会計主要政策成果表をお配りしている。次に、議案第71号から第75号までの議案は、条例の制定及び一部改正である。概要を申し上げる。新規条例になるが議案第71号、議案説明資料の1ページをご覧ください。新設の条例になる。地方自治法施行令により、長期継続契約は、物品の借入れや役務の提供を受ける契約のうち条例で定めるものは、債務負担行為を設定しなくても翌年度以降にわたる契約を締結することができることとなった。具体的な物品の借入れの事例としては、コピー機や電話機のリース契約などがある。また、役務の提供を受ける契約としては、公共施設のボイラー設備や消防設備の保守点検業務委託、清掃・警備業務委託などがある。これらの契約は毎年4月1日から年間を通じて継続的に行う必要があるものであり、これまでは毎年4月1日に契約を行っていたが、今回条例を制定することにより、年度が始まる前に契約ができることになる。また、コピー機などは5年契約など複数年にわたる契約を一括で行うことができることから、効率的な事務処理ができることとなることから、提案するものである。続いて、議案第72号、清水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第73号、清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第74号、清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正、議案第75号、清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部改正、この4件は一部改正になる。子ども・子育て支援法等が改正されたことに伴い、関係条文の整備を行う必要があることから改正するものである。細かい部分は省略させていただく。続いて補正予算の内容について説明をする。議案第76号から第80号になる。令和5年度一般会計以下5会計の補正である。主な内容、政策的な予算のみ説明させていただく。15ページをお開き願う。13目、高齢者世帯等生活支援給付金費4,266万2千円の追加は、コロナ対策の臨時交付金等を財源に、エネルギー・物価高騰の影響を受ける低所得の高齢者世帯・障がい者世帯・子育て世帯・生活保護世帯合わせて1,400世帯へ3万円を給付し支援する補正である。具体的には、予算に関する説明資料の事業番号01に記載している。続いて、17ページへ参る。4目、水道施設費27節12番水道事業支援金は、昨年も実施したが、水道料金の負担軽減対策支援事業として、エネルギー・物価高騰の影響を受ける生活者・事業者の経済的負担の軽減を図るため、水道料金の基本料金3か月分を免除するため、免除額を一般会計から水道事業会計へ繰出す費用として3,040万2千円の追加である。この事業についても、事業の詳細について予算に関する説明資料、事業シ

ート02に記載している。それと、井戸水利用者支援金支給事業では、井戸水利用世帯を対象に、水道契約者との均衡を図り、経済的負担の軽減を行うための事業費として、井戸水を利用している世帯にも基本料金3か月分相当、総額259万3千円を追加し支援を行うものである。この内容についても、予算に関する説明資料、事業シート03に記載している。続いて、18ページへ参る。6款1項3目、農業振興費の追加補正は、いずれも国の補助金の内示を受けたことによるものである。18節39番、産地生産基盤パワーアップ事業補助金は、十勝清水町農協が導入する大型コンバイン1台のリース事業に対する補助金2,960万円の追加である。51番、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金は、十勝清水町農協が実施する種馬鈴しょの病害を減らすための取組みに対する補助金1,668万1千円の追加である。52番、麦・大豆生産技術向上事業補助金は、十勝清水町農協が実施する小麦・大豆の増産対策に対する補助金3,128万5千円の追加である。以上が農業関係の大きな内容である。続いて19ページへ参る。7款1項1目、商工振興費、18節36番地域活性化商品券事業補助金1,078万2千円の追加は、10月発行予定の商品券であるが、エネルギーや資材費の価格高騰など価格転嫁に苦しむ町内商工業者の経営環境が悪化しているとともに、消費者の購買意欲も低下していることから、消費喚起を促し、町内経済の循環を図ることを目的に、プレミアム率を当初の20%から30%へ引き上げるための経費を補正するものである。これについても別冊の予算に関する説明資料事業番号04に記載している。以上が、一般会計補正予算の政策的な内容ということで説明させていただいた。なお、特別会計は、決算剰余金に伴う補正予算が主なものである。続いて、人事案件が2件ある。議案第81号については、教育委員会教育委員の任命である。現在2期目の上神田憲男委員が、10月3日で任期満了となることから、再任の提案をさせていただく。続いて、議案第82号である、固定資産評価審査委員会委員の選任については、新たな委員として玉井清二氏を提案するものである。以上が人事案件である。その他であるが、議案第83号、人権擁護委員候補者の推薦については、新たな委員として石橋祐仁氏を提案するものである。続いて、議案第84号は、北海道市町村退職手当組合規約の変更である。組合の構成団体に、新たな団体が加わることになったことから関係規約の変更を求めるものである。以上が議案の概要説明である。この他に、行政報告として1件、例年報告している、農産物の生育状況等について報告させていただき予定である。調査日が9月1日であるから最新の状況をまとめて報告したく、開会日当日に配布させていただきたいと思っている。以上、9月定例会の予定議案の説明とさせていただく。どうぞよろしく願います。

委員長：次に議会提出分について説明願う。

事務局長（大尾 智）：議会提出分について説明させていただく。選挙が1件ある、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行う、それから委員会報告、所管事務調査の報告を総務産業、厚生文教両委員会より報告する。所管事務調査の申し出を各委員会と議会運営委員会から申し出を行う。陳情、請願、意見書等については、意見書2件を予定していて、いずれも道議長会からの要請に基づいて、ゼロカーボン北海道の実現に向けた意見書、それから、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の2件の提出を予定している。議員の派遣として、10月18日に予定している模擬議会に向けて、10月11日に清水高校でのリハーサル、それから10月25日、26日に予定している議会報告会、町民との意見交換会への派遣を予定している。

## ②審議方法について確認

委員長：これらの審議方法について確認したいと思う。新設条例は総務産業常任委員会へ

審査を付託してよろしいか。

(「はい」との声あり)

委員長：決算、その他の条例の一部改正、補正予算、一般議案は今までと同じように、本会議審議としてよろしいか。

(「はい」との声あり)

### ③会期日程の確認

委員長：会期の日程について、おおよその日程を確認したいと思うが、新設条例等について審議日程の要望、特に早く結審して欲しい等はあるか。

副町長：補正予算、議案第76号から議案第80号について、先程、政策的なものとして説明した、エネルギーと食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者支援、事業者支援に対する支援事業、大きく分けて4本あるが、町民への周知期間を含めてできるだけ早く準備を進めたいという思いがあるので、可能な限り初日に審議をお願いしたいと思っているので、特段のご配慮をお願いしたい。

委員長：議案第76号から80号の生活者支援に係るものについて、できるだけ早くということで、初日の審査をお願いしたいという話であったが、これについて要望どおりでよろしいか。

(「はい」との声あり)

委員長：それではそのようにする。それらを踏まえて今の段階でのおおよその日程について事務局より説明願う。

事務局長：会議初日、9月5日10時より開会する。議運委員長報告の後行政報告1件、報告議案の健全化判断比率、資金不足比率の報告2件、新設条例については総務産業常任委員会に付託して審査、補正予算について5件を審議する。議会関係議案として、総務産業、厚生文教常任委員会からの所管事務調査の報告を行う。9月6日から10日は休会とする。9月11日、13日に一般質問を行う。12日は休会とする。9月14日から15日については、令和4年度一般会計以下6会計の決算審議認定1号から6号を行う。9月16日から20日は休会とする。一応、20日を決算の予備日としているけれども、2日間で終わらせていただきたいと思います。9月21日が最終日となるけれども、新設条例については総務産業常任委員会からの審査の報告を受け本会議で議決、条例の一部改正4件については、本会議で審議、議決を行う。人事案件2件、教育委員、固定資産評価審査委員会委員について、その他、人権擁護委員の候補者の推薦、退職手当組合の規約変更について審議する。その後、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行う。そして意見書2件について審議する。それから、所管事務調査の申し出、議員の派遣を行い閉会としたいと思う。以上を勘案して9月5日から21日までの17日間を予定している。次回、8月29日、午後2時から一般質問の通告の状況、追加議案等あればそれをみたく中で最終の決定をしていきたいと思う。

委員長：今説明あった日程案のとおりでよいかお諮りしたい、よろしいか。

(「はい」との声あり)

#### ④陳情、請願、意見書等について

委員長：それでは、会期は9月5日から21日の17日間で確認する。なお、最終的には一般質問の通告を受けて、それから追加議案等あればそれらも勘案して次回の委員会で決定することにしたいと思う。次に、陳情、請願、意見書等について、陳情はなく意見書2件ということであったが、この取り扱いについて、道議長会からの意見書提出要請ということで、今定例会での提出に向けて、所管の常任委員会、総務産業常任委員会になるが、そこで協議していただくということによろしいか。

(「はい」との声あり)

副町長：追加の予定議案について若干説明をさせていただきたい。一般会計補正予算の追加を、会期中に予定している。中身としては、清水町北2条2丁目で火災が発生して、火災後放置されているものがある。その住宅を特定空き家として町で認定した。所有者が亡くなっており、相続となるが、相続対象者は全員相続放棄している。それで、略式代執行という制度を使って、降雪前に町の予算で解体撤去を行いたいと考えている。実際に解体撤去費を積算中であるけれども、アスベストの含有等の調査に時間がかかっており、その状況が明らかになり次第解体撤去費を積算した上で、できれば会期中に追加の補正予算として提案させていただきたいと思う。

委員長：それでは、執行側には退席願う。暫時休憩する。

【休憩 10:30】

【説明員退席 10:30】

【再開 10:30】

#### (2) その他

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。次に、その他であるが、一般質問初日、9月11日に清水高校生、議友会の傍聴が予定されている。また、例年閉会日に実施している議友会とのパークゴルフ大会、懇親会について、議員会役員会が開催されて日程等が決定したようなので、事務局より説明願う。

事務局長：議友会とのパークゴルフ、懇親会については、閉会日、9月21日である。本会議終了後、午後2時から下佐幌パークゴルフ場、午後6時から鳥せいで懇親会を予定している。

委員長：何か質疑等は全員協議会の時にお願いしたいと思う。他に何かあるか。

(「なし」との声あり)

委員長：次回は8月29日、午後2時となる。それでは他に何もなければ。これで議会運営委員会を終了する。

【閉会 10:34】